

2025年1月

各位

京都北都信用金庫

でんさいサービス利用規定改定のお知らせ

平素より、京都北都信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は債務者として「でんさいネットサービス」を利用する場合において、決済口座として指定可能な預金種類を従来の当座預金口座に限定せず、普通預金口座も指定可能とするよう、下記のとおり「でんさいサービス利用規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、既にお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定日 2025年3月1日（土）
2. 改定する規定 でんさいサービス利用規定

<改定内容> ※以下のとおり、条文を変更いたします。

| 改定後 | 改定前 |
|--|---|
| <p>第2条（利用資格）</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること</p> <p>二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p>三 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと</p> <p>2. 債権者利用限定特約により利用される場合</p> <p>一 端末を利用できる環境があること</p> <p>二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p>第15条（決済口座）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。</p> | <p>第2条（利用資格）</p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること</p> <p>二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p>三 <u>当金庫との当座勘定預金取引があること</u></p> <p>四 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと</p> <p>2. 債権者利用限定特約により利用される場合</p> <p>一 端末を利用できる環境があること</p> <p>二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p>第15条（決済口座）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u></p> |

以上